第二十五条第五項中「又は小学校、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第六項から第九項までの規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十六条第二項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第五項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同条第十項及び第十一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十九条第二項第一号、同条第七項並びに第三十三条第二項及び第四項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第五十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「量子放射線研究推進室」を「量子研究推進室」に改め、同項に次の一号を加える。

五　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

第五十条第三項中「量子放射線研究推進室」を「量子研究推進室」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「室長」の下に「及び訟務専門官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　訟務専門官は、高等学校等就学支援金の支給に係る争訟に関する専門的事項についての処理に当たる。

第三十二条の見出し中「教員免許企画室」の下に「並びに教員育成指標専門官」を加え、同条第一項中「及び教員人材確保専門官」を「並びに教員育成指標専門官及び教員人材確保専門官それぞれ」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　教員育成指標専門官は、教育職員の経験及び適性に応じて育成すべき能力に関する指標に係る専門的事項についての企画及び立案並びに調査、指導及び助言に当たる。

附則第五条を次のように改める。

（初等中等教育局財務課高校修学支援室訟務専門官の設置期間の特例）

第五条　第二十四条第五項の訟務専門官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令中、第一条の規定は平成二十八年四月一日から、第二条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十三号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「教育研究情報センター」を削り、「生徒指導・進路指導研究センター」の下に「、幼児教育研究センター」を加える。

第五条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第六条の見出し及び同条中「庶務課」を「総務課」に改める。

第八条第六号中「に対し、教育」の下に「（第七号に掲げる事項を含む。）」を加え、「教育研究情報センター」を削り、「生徒指導・進路指導研究センター」を加え、同条第九号中「及び研究」の下に「（前号に掲げるものを含む。）」を加え、「教育研究情報センター」を削り、「生徒指導・進路指導研究センター」の下に「、幼児教育研究センター」を加え、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

八　国立教育政策研究所の所掌事務に係る調査及び研究の成果に関し、公表し、及び普及を行うこと。

第八条第四号の次に次の一号を加える。

五　教育に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する調査及び研究を行うこと。

第二十二条から第二十五条までを削り、第二十一条を第二十三条とし、第十六条から第二十条までを二条ずつ繰り下げ、第十五条中「及び生徒指導・進路指導研究センター」を「、生徒指導・進路指導研究センター及び幼児教育研究センター」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第九条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の二条を加える。

（研究企画開発部に置く課）

第九条　研究開発部に、情報支援課を置く。

（情報支援課の所掌事務）

第十条　情報支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する調査及び研究に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。

二　教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

三　国立教育政策研究所の所掌事務に係る調査及び研究の成果に関し、公表し、及び普及を行うこと。

四　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、教育に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する援助及び助言を行うこと。

第二十六条第一号及び第三号中「こと。」の下に「（幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十七条を第二十五条とする。

第二十八条第一号及び第三号中「こと（」の下に「幼児教育研究センター及び」を加え、同条を第二十六条とする。

第二十九条を第二十七条とする。

第三十条第三号及び第四号中「こと（」の下に「幼児教育研究センター及び」を加え、同条を第二十八条とする。

第三十一条を第二十九条とし、第三十二条から第四十二条までを二条ずつ繰り上げ、第四十三条を第四十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（幼児教育研究センターの所掌事務）

第四十二条　幼児教育研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　幼児に対する教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児に対する教育の教育課程の実施に関する政策に係るものを除く。）。

二　前号の事務に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、幼児に対する教育に関する援助及び助言を行うこと（幼児に対する教育の教育課程の実施に関するものを除く。）。

（総括研究官）

第四十三条　幼児教育研究センターに、別に所長が定める定数の総括研究官を置く。

2　総括研究官は、命を受けて、幼児教育研究センターの所掌事務に係る調査及び研究に関する特定の事項についての事務を総括整理し、及びその事務の処理に当たる。

第五十条中「第十条第一項、」を削り、「第二十五条第一項、第三十一条第一項」を「第二十二条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項」に、「四十七人」を「四十五人」に改める。

第五十一条第一項及び第五十二条第二項中「教育研究情報センター」を削り、「生徒指導・進路指導研究センター」の下に「、幼児教育研究センター」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。